

平成30年9月12日

学長裁定

福井大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考に当たり、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の2第1項及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第7条の2第1項の規定に基づき、病院長に求められる資質及び能力に関する基準について定める。

【求められる資質及び能力】

高潔な人格と優れた学識を有し、福井大学で定められた運営方針を執行するとともに、責任を持って適切かつ効果的な医学部附属病院運営を行うことができる者であり、以下の条件を満たす者

1. 医療安全管理業務に関する知見・経験

医師免許を有する臨床研修等修了医師であり、かつ、特定機能病院における医療安全に関わる業務の経験と患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者

2. 病院の管理運営に必要な能力

診療、教育、研究という大学病院のミッションに精通し、医療機関の管理者としてリスク対応を含めた高いマネジメント能力を有するとともに、多職種で構成される病院職員の意見に耳を傾けつつ、迅速な意思決定を行う優れたリーダーシップを発揮できる者

3. 病院の経営に必要な能力

医療を取り巻く様々な外的変化に適切に対応し、医学部附属病院の安定的財政基盤を確立して、病院経営を担う能力を有している者